

# 東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

平成26年1月14日

告示第4号

東庄町住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成23年東庄町告示第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号）及びこの要綱に基づき、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の交付対象）

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める町内の住宅（店舗等の併用住宅含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- （1） 太陽光発電システム
- （2） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- （3） 定置用リチウムイオン蓄電システム
- （4） エネルギー管理システム（HEMS）（ただし、第5条第3項の要件を満たす太陽光発電システムと同時に設置した場合は補助対象としない。）
- （5） 太陽熱利用システム
- （6） 地中熱利用システム

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

（補助対象設備を設置する住宅）

第3条 町が補助する補助対象設備を設置する住宅は各号のいずれかに該当すること。

- （1） 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅
- （2） 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

- (3) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅
- (4) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された町内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす補助対象設備を所有する者とする。ただし、東庄町暴力団排除条例（平成24年東庄町条例第1号）第2条に規定する暴力団員を除く。

- (1) 第10条に規定する実績報告書を提出するまでに、町内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき登録されている者
- (2) 世帯の全員が町税を滞納していないこと。
- (3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- (4) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。
- (5) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(2)に該当する場合は、全ての所有者又は共有者の間で補助事業の実施について同意が取れていること。
- (6) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し自らまたは自らと同一世帯を構成する者が千葉県省エネルギー設備等導入促進事業に基づく補助を受けていない者
- (7) 第7条に規定する交付決定年月日に係る年度の3月10日までに設置に係る工事を完了し、実績報告書を提出できること。

(補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控

除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 太陽光発電システムを設置する住宅において、次の要件を満たす場合は補助金の額は別表3のとおりとする。

(1) 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

(2) 町への実績報告の日までに別表1に定める要件に該当する各号のいずれかの設備が設置されていること。

ア 定置用リチウムイオン蓄電システム

イ エネルギー管理システム (HEMS)

4 太陽光発電システム以外の補助対象設備を設置する場合、及び前号の要件を満たさない場合は別表4のとおりとする。

5 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては一戸に1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前（第3条第1項（4）に該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前）に、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第1号様式の1）

(2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

(4) 補助対象設備の設置予定図面

(5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

(6) 町税の納税証明書

(7) 設置場所の案内図

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査して補助金交付の可否を決定し、その結果を東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請の内容を変更しようとするときは、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（第3号様式）により町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更の申請書が提出されたときは、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書（第5号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象設備の設置完了から30日を経過した日又は当該年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業結果報告書（第6号様式の1）

(2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し

(3) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し

ア 電気事業者との特定契約締結を証する証明

イ 補助対象設備を設置する住宅が第5条第3項の要件を満たす場合、要件を満たすことを証明する書類

- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (6) 住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書（第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、東庄町住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（第9号様式）により町長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 町長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審

査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、東庄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金処分承認（不承認）通知書（第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年8月1日以降の契約に係る補助対象設備から適用する。

なお、住宅用太陽光発電システムに係る申請については平成26年3月31日

まで、従前の様式を使用することができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナを設置する場合、系列ごとに当</p>

	<p>該値を合計した数値) が10キロワット未満であること。</p> <p>なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。) 並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
エネルギー管理システム (HEMS)	<p>家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 機器の制御に係る装置 (コントローラ等) が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得していること。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用せず熱を搬送するもの及び動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、以下の要件</p>



	<p>を満たすもの。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けたものであること。</p>
地中熱利用システム	<p>地中の熱(冷熱を含む。)を熱源として空調等に利用するシステムで、地中に埋設した地中熱交換器を使用するものをいう。</p> <p>(1) 地中熱交換器内の流体の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率(採熱戻り温度30℃で冷水行き温度7℃の条件における当該システムの冷却能力を消費電力で除した数値と、採熱戻り温度5℃で温水行き温度35℃の条件における加熱能力を消費電力で除した数値の平均値、又は当該システムの最大冷却能力を当該システムの最大消費電力で除して得た数値と最大加熱能力を当該システムの最大消費電力で除して得た数値の平均値)が3.0以上であること。</p> <p>(3) 地中熱交換器(地中熱交換井等を含む。)の地表からの埋設深さが4m以上であること。</p>

別表2(第5条)補助対象設備

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体及び付属品(独自モニター等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入

	費、工事費（据付・配線工事等）
エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等）、通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等）、制御装置（機器の制御に係るコントローラ等）、モニター装置（独自端末等）、計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等）の購入費、工事費（据付・配線工事、セットアップ等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
地中熱利用システム	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコンの購入費、工事費（据付・配線・配管（熱源水側のみ）工事等）

別表3（第5条第1項）（1）の要件を満たす場合の補助金の額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	単価40,000円/kW (上限180,000円)

別表4（第5条第1項）（1）の要件を満たさない場合の補助金の額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	単価40,000円/kW (上限80,000円)
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限200,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限200,000円
エネルギー管理システム（HEMS）	上限10,000円
太陽熱利用システム	上限50,000円
地中熱利用システム	上限200,000円

※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。